

ブロック塀等の改善工事助成

大阪北部地震においてブロック塀が倒壊し、登校中の児童が巻き込まれる痛ましい事故が発生しました。それを踏まえ、ブロック塀等の改善工事助成の限度額を15万円から50万円に拡充しました。

※令和3年3月31日までに完了する改善工事が対象です。

補助率 〔限度額〕	1/2〔50万円〕
対象となる 塀等	道路に面した高さ1.2mを超えるブロック塀等※ ※ブロック塀等：コンクリートブロック造、組積造、 その他これらに類する構造の塀又は門柱
助成対象者	① 対象となる塀の所有者で個人または中小企業 ② 住民税等を滞納していない者 (法人の場合は都道府県民税)
工事の内容	① ブロック塀等を除却する工事(塀等をフェンス、 生垣、植栽等へ作り直す工事を含む) ② ブロック塀等を補強する工事など ※ブロック塀等が面している道路の状況や改善工事の内容 によっては、助成対象とならない場合がございますので、 あらかじめ区へご相談ください。

○助成を受けるには、区への事前申請が必要です。



台東区役所
都市づくり部
建築課 構造防災担当
TEL 03-5246-1335